

●名称の規格に関すること

内容・構成について

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|--|---|
| 1 | 通称名として歩道橋に標示できる内容を教えてください。 | 法人名、商品名、ロゴマーク、キャッチフレーズ等を通称名とすることができます。なお、提案する名称は、これらのもの+「既存名称(〇〇歩道橋)」としてください。既存名称を省略することはできません。 |
| 2 | 応募を希望する歩道橋の桁部分に、「さいたま市」や「〇〇号線」や「△△歩道橋」と既に標示されています。この位置に通称名を標示することは可能ですか。 | 既存の標示を一度消去又はシールで隠す等してその上に通称名を標示することは可能ですが、名称の撤去時に元の状態に復旧していただきます。 |
| 3 | 名称が長くなるので2段書きで標示しても良いですか。 | 標示は1段書きとしてください。 |
| 4 | 通称名部分と既存名称部分のフォントは統一しなければなりませんか。 | 統一する必要はありません。ただし、文字の大きさの規格を満たすようご注意ください。(「大きさ・面積について」番号2を参照) |

大きさ・面積について

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|--------------------------------|---|
| 1 | 文字数や文字の大きさ、ロゴマークの大きさに制限はありますか。 | 通称名の桁両面分で5㎡以下としております。なお、5㎡に既存の歩道橋名は含めません。また、文字の大きさは、30cm角(縦30cm×横30cm=0.09㎡)に収まる大きさとしてください。ロゴマークの大きさは42cm角(30cm角2文字分:0.18㎡)以下としてください。 |
| 2 | 通称名と既存名称の文字の大きさは統一しなければなりませんか。 | 統一する必要はありませんが、通称名部分の各文字の大きさは、既存名称(〇〇歩道橋)部分の各文字の大きさ(縦長さ、横長さ)を超えないようにしてください。 |

色について

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|--|---|
| 1 | 幕状のシールを張り付ける工法で施工の場合、下地の色を現在の歩道橋の色と違う色にしてもよいですか。 | 下地は現状の歩道橋の色と同じ色にしてください。また、白抜文字やそれに類するものは不可とさせていただきます。 |
| 2 | 標示名の色は1色までしか使えないのですか。 | 文字部分(愛称・既存名称共に)で1色、ロゴマークで1色、合計最大で2色お使いいただけます。 |

設置場所について

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|-----------------------------------|----------------------------|
| 1 | 橋脚や手摺部分など、桁以外の箇所に名称を標示することは可能ですか。 | 名称の設置可能箇所は桁部分のみとさせていただきます。 |

●応募・申し込みに関すること

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|-----------------------------|---|
| 1 | さいたま市内にある歩道橋は全て応募対象なのでしょうか。 | さいたま市で管理する歩道橋のうち、安全な交通の支障となり得る箇所等を除く箇所を対象としております。なお、市内にある国管理の歩道橋は対象外です。 |
| 2 | 歩道橋の近くに会社がない場合でも応募できますか。 | 歩道橋の近くに会社等があるかどうかは、応募資格として問いませんので、ぜひご応募ください。 |

●パートナーの審査に関すること

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|-----------------------|---|
| 1 | どうやってパートナー企業を決めるのですか。 | 市が定める審査会において、選定基準(提案金額(50点)・提案期間(30点)・地域貢献活動の提案(20点))に基づき決定しています。 |

●パートナーの契約に関すること

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|----------------------------------|---|
| 1 | パートナー候補者に決定後、どれくらいの期間で名称標示できますか。 | 審査会後候補者に決定した法人には、市との最終協議を経てパートナー契約の締結後、道路工事施行承認申請手続や所管の警察署へ道路使用申請をお願いします。手続きが済んでから着工になりますが、今までの実績より、概ね3~4か月を見込んでおります。 |

●名称の工事に関すること

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|---------------------|--|
| 1 | 名称の施工及び撤去は誰が行うのですか。 | 名称設置工事及び撤去工事については、道路法第24条による道路工事施行承認申請に基づき、パートナー側(パートナーまたはパートナーが依頼した施工業者)にて施工していただきます。 |

●パートナーの地域貢献活動に関すること

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|---------------------------------|--|
| 2 | 地域貢献活動は具体的にどのようなことをやればよいのでしょうか。 | 応募予定の歩道橋やその周辺の清掃(ゴミ拾い等)をお願いします。また、その他もありましたらぜひご提案ください。 |

●費用に関すること

| 番号 | Q(質問) | A(回答) |
|----|------------------------------------|---|
| 1 | パートナーが負担する費用について教えてください。 | パートナーにご負担いただくのは主に以下の費用です。 <ul style="list-style-type: none">・応募申込みにかかる費用(提出書類の準備費用等)・契約料・通称名デザイン作成、設置及び撤去工事費用・契約期間中の名称部分の維持管理費用(汚れた場合の清掃等) |
| 2 | 「契約金額 25,000円以上」の「以上」とはどのような意味ですか。 | 応募を希望される歩道橋に対して、妥当と思われる金額を契約料としてご提案いただくことになっており、その最低金額が月額25,000円(消費税別途)となっています。なお、ご提案いただいた契約料は、パートナー選定のための審査項目の一つとなっております。 |